

Kiesling, Herbert ; *Taxation and Public Goods :
A Welfare-Economic Critique of Tax Policy
Analysis*

(The University of Michigan Press, 1992, vi+362p.)

— エコノミストが「効率」を重視するのに対して、法律家は「公平」を重視する」と評されることがある。このような対応関係が必ずしも常に成り立つわけではないことを示す一つの例が、この本である。この本の著者はインディアナ大学で経済学を講ずる研究者であるが、本書執筆の動機として次のように論じている。

「この本を書いたのは、市場取引財の生産と消費の効率性 (efficiency) の問題をこえた社会関心をエコノミストが取り扱うやり方に私が不満を抱いていた結果である。当初は課税の公平 (equity) をよりうまく扱う方法を探究し

ようとした。しかしすぐに次のことが明らかになった。それは、課税において社会正義を取り扱う際の種々の問題は、エコノミストが経済学の境界を過度に狭く解したことに伴う、より一般的な方法論上の困難の一部にすぎないということである。」(三二三頁)。

このように、本書は、効率性だけに限らないさまざまな価値と租税制度との関係を、エコノミストの視点から方法論に遡って検討したものである。

二 本書は一〇章から成る。

第一章「序言」は、本書の意図を次のように定式化する。すなわち、経済学は私的財に関する効率性の分析に力点を置いてきた。その反面、種々の社会目標にかかわる公共財は、分析から除外されるかあるいは単一の代替指標に置き換えられるにすぎなかった。しかし公共財に関する複数の次元を正面から分析に取り入れるべきである、というのである。

第二章「租税論の歴史的サーベイ」は、一七世紀イングリランドにはじまる英米租税論の分析視座を、利益説、能力説、現代の学説の順に鳥瞰する。これを一九三〇年代以降についてみれば、サイモンズの包括的所得概念は、効率性の次元と、経済力の犠牲の次元からなる二次元の接近であったが、それ以降、政策形成の倫理的側面を回避し単一次元の接近をはかる者が増えた、としている。

本書は第三章で課税ベースおよび租税の転嫁について論

じたあとで、複数の目標からみた独自の税制論を提出する。これが本書の主要部分である。税制分析の次元として、効率性の他、報酬 (reward)・必要基準 (need criterion)・自由・平等をあげ、それぞれについて検討している。

すなわち、第四章「報酬」は、所得に関する報酬の原因として①努力②能力③運の三つを識別する。そしてそれぞれについて次の主張を展開する。すなわち、①直接の努力の評価が低所得者の取扱いとりわけ課税最低限の設定に関係すること。②能力への報酬の評価が課税の累進性の度合いに反映すること。③運に基づく富の取得原因として最も重要なのが相続であり、その観点からは所得税の下での相続財産の扱いおよび米国における資産移転税のさまざまな回避の現状が重要であること、である。第五章「効率性 I・市場取引財」は、パレート最適の概念を説明し、各種の租税が効率性の基準に照らしていかに評価されるかという点について、米国の実証研究を紹介する。きわめて短い第六章「効率性 II・公共財」は、いわゆる新しい利益説に基づく課税の可能性を論ずる。第七章「必要基準」では、生存の必要と特別の必要とが区別される。前者は最低生活基準の設定に関するものである。第七章はつづいて、必要基準をみだす手段として政府支出による福祉と租税による移転とのどちらをとるべきかという問題について、米国の支出プログラムの現状を紹介したうえで、税制自体の内部に再分配装置をくみこむ手法には、個別事情に敏感に対応

できない反面、執行費用が比較的安価ですみまた受給者個人の自由と尊厳を尊重するという利点があると指摘している。必要基準に関係してはさらに、所得控除と税額控除との選択、働く女性に対する配慮、および各種公益活動に対する寄付金控除の影響について論じている。第八章「課税と自由」は、消極的自由と積極的自由のそれぞれの角度から課税のあり方をみたと、財産権と課税の対立について諸家の議論を紹介する。第九章「課税と平等」は、一方で平等を要求する根拠として論理・社会・功利主義・保険のそれぞれを検討し、他方で不平等を正当化する論拠として報酬・効率性・必要・自由・羨望をあげる。

以上を締めくくることが第一〇章「結語」である。

三 本書の試みはどの程度成功しているであろうか。

本書が真正な問題にとりくんだ労作であることには、疑いの余地がない。本書の多次元の枠組みは、租税制度のさまざまな要素を、正面から分析の対象にとらえようとしている。結果として、われわれが通常「垂直的公平」あるいは「社会政策的考慮にもとづく措置」として括している事柄を、明示的な基準の下に論ずることができた。また本書の視点は、より一般的に「正義性基準」の内容としてあげられるもの（平井宜雄『法政策学』一四一頁（一九八七））と重なる部分が多いという点においても、注目される。さらに、サイモンズ学説の理解や最適課税論の論評など、部分的にも鋭い指摘がみられる。

しかしながら、考慮すべき目標として、何故筆者の主張する報酬・必要等が導出されるのか。逆にいえば何故これ以外のものが排除されるのか。この点についての論証が本書には欠けている。また、本書では複数の目標が平坦に羅列されるのみであり、目標相互間の優先劣後関係についての体系的な見通しがたたない。そのため、相互のトレード・オフを調整する基準も、示されない。視野を多次元にひろげた結果、効率性のみにもとづく分析がもつような鋭利さが失われてしまったのである。

以上の問題点に何らかの解決を与えるためには、最終的には社会哲学の領域に踏み込まざるを得ない。そしてそれは避けられない途であるように思われる。その方向が実体的価値の序列化にむかうにせよ手続的過程による正当化にむかうにせよ、そのような試みを経てはじめて、たとえば自由といった価値を、効率性等の他の価値と同等の要素として平べったい関数の中におさえこむ本書の枠組みから脱出できるのではないか。

四 以上にみたような「公平」の問題は、ひとり租税制度の設計のみについて重要であるにとどまらない。近時のいくつかの研究は、所得再分配のためには税制を用いるのが最も効率的である、ゆえに再分配はもっぱら税制によるべきである、他方税制以外の法制度の規範的分析においては所得分配の問題を度外視してよいと主張している (Kaplrow and Shavell, Why the legal system is less efficient

than the income tax in redistributing income, 23 Journal of Legal Studies 667 (1994) 八田達夫「財政システム——効率化基準と再分配基準」貝塚啓明・金本良嗣編『日本の財政システム』一三頁（一九九四）。この主張によれば、税制による再分配を支持することは、税制以外の法制度（たとえば借地借家法）による再分配を否定することとセットをなすことになる。このような主張の当否をどう考えるかを含め、本書の問題が法制度全体に波及するものであることには、注意しておくべきであろう。

（東京大学助教授 増井良啓）